令和８年度

第１回恵那市介護保険運営協議会

日時　令和８年７月２３日（木）午後１時３０分
場所　恵那市役所　北庁舎　会議室

１．開会

２．委嘱

３．あいさつ

４．自己紹介

５．議事（報告事項）

（１）介護保険事業の実施状況について　【資料P3】

６．その他

７．閉会

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センター運営協議会、介護保険事業計画策定委員会、市地域ケア推進会議

委　員　名　簿

（敬称略、順不同）

区分	no	選出団体等	氏　　名	備　　考
被保険者委員	1	恵那市壮健クラブ連合会	杉原　君代	
	2	公募	渡邉　政子	
	3	公募	縄田　麻里子	
学識経験者	4	恵那市社会福祉協議会	松原　淑明	
	5	恵中医会	安部　俊一	
	6	恵南医会	前野　　禎	
	7	恵那歯科医師会	桐山　光生	
	8	恵那市薬剤師会	手鹿　康宏	
	9	民生委員・児童委員協議会	坂本　郁夫	
介護サービス提供事業者	10	未来設計おひさま	西尾　由香	
	11	小規模多機能型ケアホームあじさい	田北　英美子	
	12	デイサービス向日葵永田	渡辺　ちえみ	
	13	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎　太郎	
	14	介護老人保健施設ひまわり	安藤　貴之	
	15	グループホーム万年青	後藤　修一	
	16	有限会社耕グループ	繁澤　正彦	
諸団体	17	恵那市シルバー人材センター	各務　一彦	
	18	NPO法人まんさく	纐纈　恵美	
	19	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅　弘文	
	20	NPO東濃成年後見センター	土本　基男	
事務局	21	医療福祉部長	古山　小百合	
	22	〃　次長兼高齢福祉課長	服藤　知晃	
	23	高齢福祉課地域包括支援センター所長	安藤　寛美	
	24	〃　地域包括支援センター副所長	伊藤　満子	
	25	〃　課長補佐兼介護保険係長	平野　　圭	
	26	〃　高齢福祉係長	鈴木　邦幸	
	27	〃　介護保険係主査	松永　静香	

【任期】

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会：令和7年7月31日～令和9年3月31日

地域包括支援センター運営協議会：令和8年7月23日～令和9年3月31日

介護保険事業計画策定委員会：令和8年7月23日～令和9年3月31日

市地域ケア推進会議：令和8年7月23日～令和9年3月31日

（１） 介護保険事業の実施状況について

① 被保険者数等

◇ 令和８年３月末現在の第１号被保険者数は16,597人となっており、高齢化率（65歳以上の比率）は、恵那市全人口に対して36.9%となっています。

◇ 高齢者の前年同月比を見ると、65歳から75歳未満の前期高齢者は-3.6%（-249人）、75歳以上の後期高齢者は+1.9%（+187人）となっています。

◇ 高齢者人口に対する要介護認定者の比率（認定率）は、令和８年３月末現在で17.9%となり、前年同月の認定率が17.5%であることから、0.4ポイントの増となっています。また、75歳以上の認定率は27.2%に対して、前年同月の認定率が26.9%と0.3ポイント増となっています。

（恵那市：令和８年３月末現在、全国・岐阜県：令和８年３月末現在）

区　　分	人数	割合	認定者数	認定率	前年同月比（人数）
住民基本台帳における総人口	45,008人				-1.4%（45,670人）
第１号被保険者（65歳以上）	16,597人	36.9%	2,968人	17.9%	-0.4%（16,659人）
前期高齢者（65歳以上75歳未満）	6,628人	14.7%	218人	3.3%	-3.6%（6,877人）
後期高齢者（75歳以上）	9,969人	22.1%	2,711人	27.2%	+1.9%（9,782人）
第２号被保険者（40歳以上65歳未満）	14,569人	32.4%	39人	0.3%	-1.3%（14,754人）
全国　（第１号被保険者）	35,854,931人	-	7,359,234人	20.5%	+0.04%（35,841,600人）
岐阜県　（第１号被保険者）	603,033人	-	113,147人	18.8%	-0.1%（603,443人）

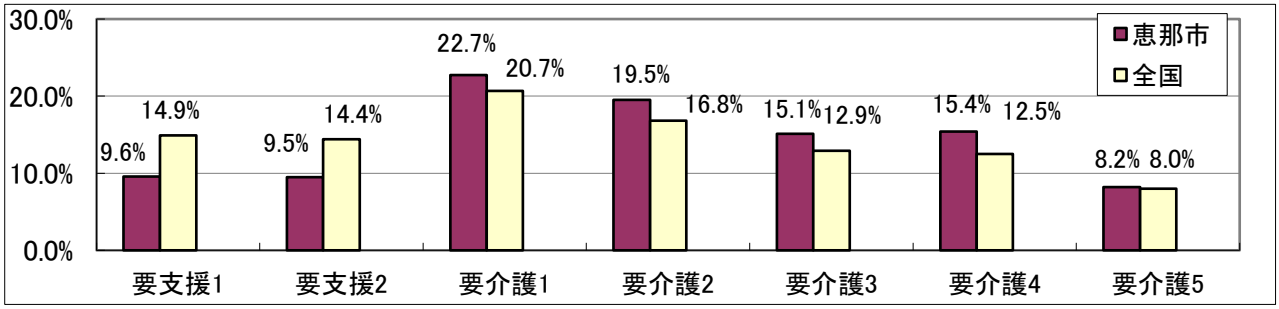
② 要介護認定者数の全国比較

◇ 要介護度別認定者数の構成比は、要介護１の比率が22.7%と最も高くなっています。

◇ 全国平均と比較すると、恵那市は要介護認定者に占める中重度者の割合が高く、要支援１・２の割合は全国平均を下回り、要介護１以上の割合は全国平均を上回っています。

（恵那市：令和8年3月末現在、全国：令和8年3月末現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	286	283	673	579	449	456	242	2,968
恵那市	9.6%	9.5%	22.7%	19.5%	15.1%	15.4%	8.2%	100%
全国	14.9%	14.4%	20.7%	16.8%	12.9%	12.5%	8.0%	100%



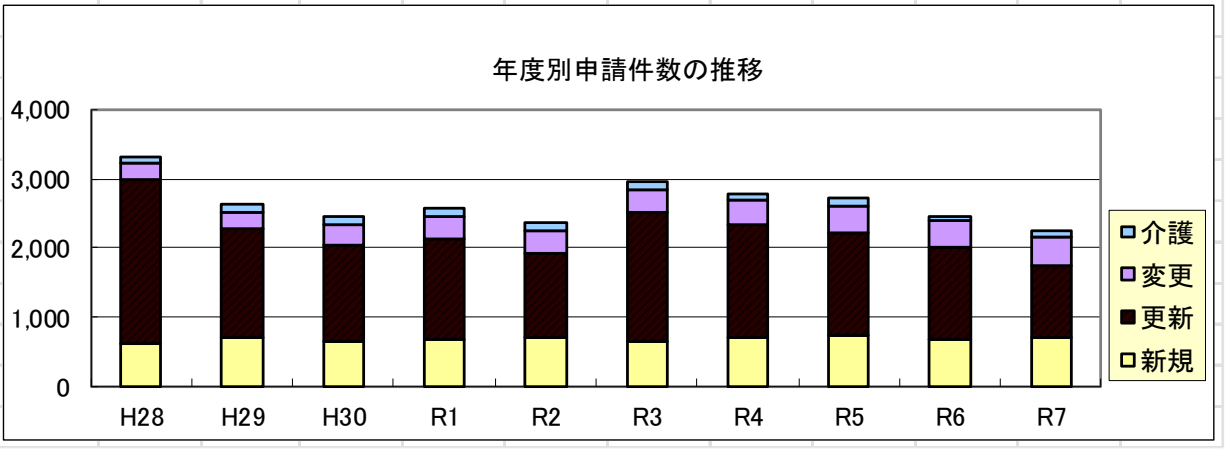
③　要介護認定申請状況

◇　令和７年度の申請件数は延べ 2,233 件で月平均 186 件（前年 206 件）、前年比 234 件減となりました。これは、人口減少に伴う被保険者数の減少により、要介護認定申請件数も減少したものと考えられます。

申請の区分　　**新規**：介護認定の新規申請　　**更新**：認定有効期間が切れることによる申請

（平成28年度～令和7年度）　　単位：件

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	前年比
新規	624	725	646	676	716	654	711	739	693	703	1.4%
更新	2,371	1,564	1,403	1,467	1,195	1,872	1,634	1,476	1,331	1,027	−22.8%
変更	231	235	297	311	337	325	333	387	364	415	14.0%
介護	88	116	116	116	113	99	111	104	79	88	11.4%
合計	3,314	2,640	2,462	2,570	2,361	2,950	2,789	2,706	2,467	2,233	−9.5%

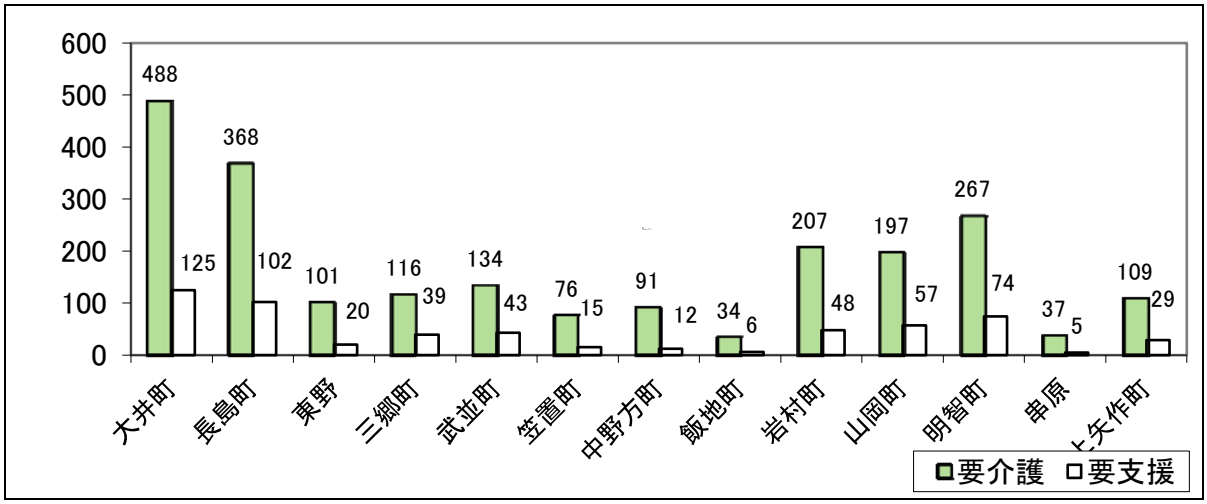


変更：要介護認定を受けた方が、認定有効期間中に区分変更を行うための申請

介護：要支援認定を受けた方が、認定有効期間中に区分変更を行うための申請

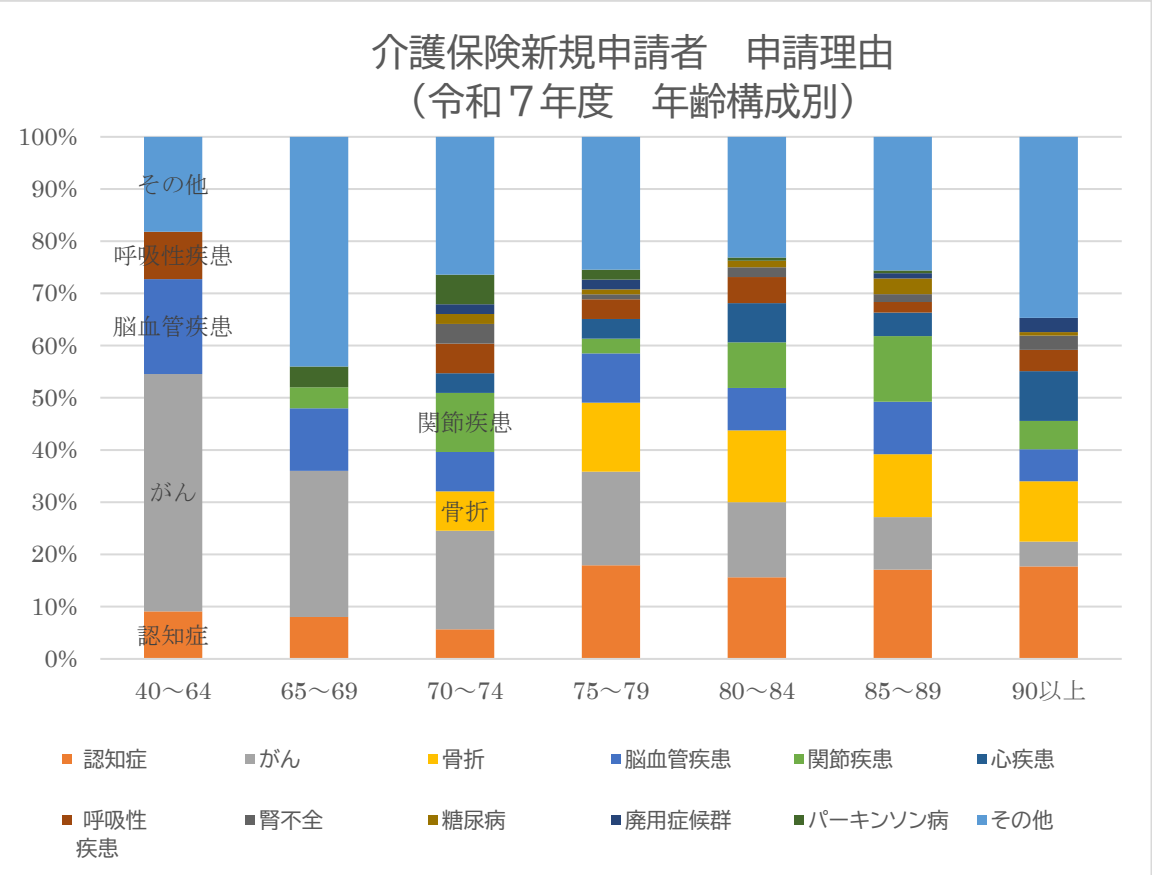
④　地区別認定者数（特養入居者除く）

◇　令和８年３月末現在の地区別認定者数を見ると、要介護認定者及び要支援認定者の上位は大井町、長島町、明智町となっています。



◇　第１号被保険者数（地域別）　　（単位：人）

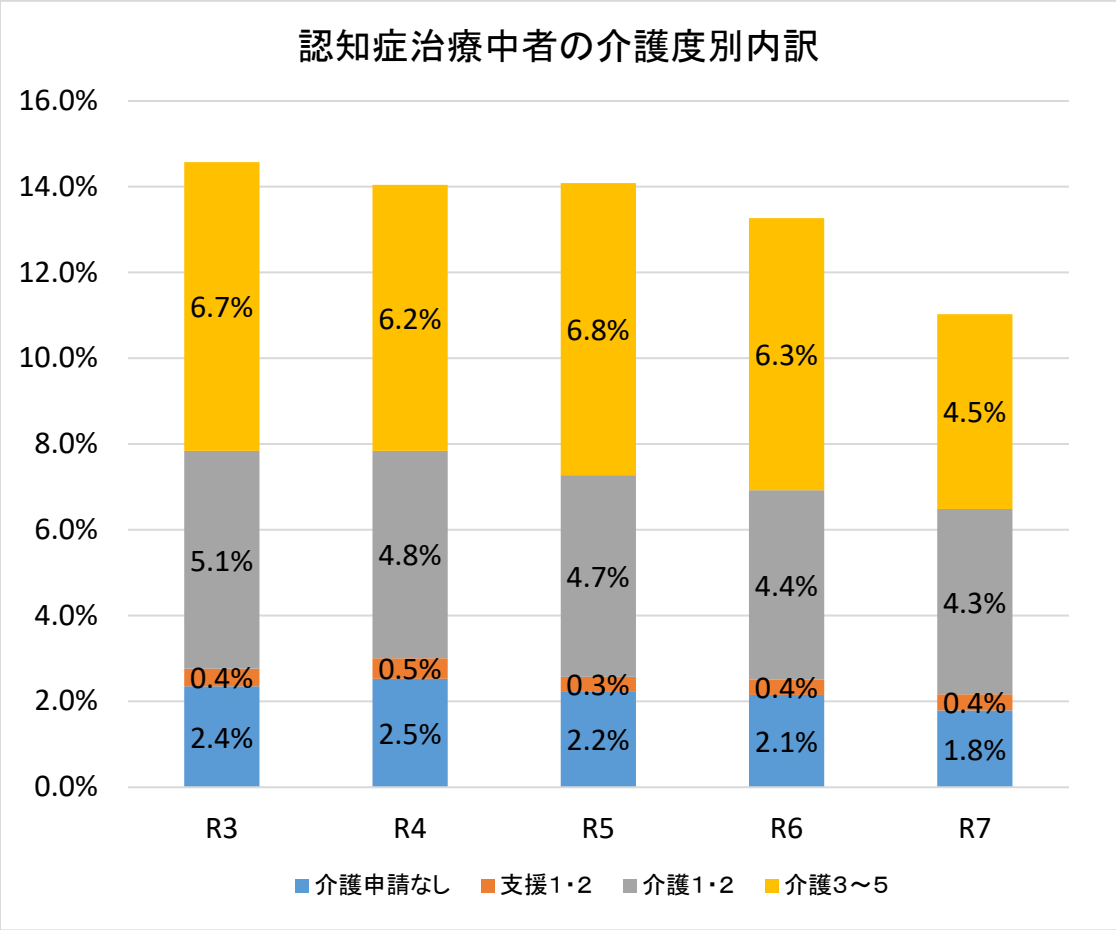
	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作
被保険者数	3,750	2,808	580	898	959	502	590	236	1,592	1,574	2,019	300	789
認定者の割合	16.3%	16.7%	20.9%	17.3%	18.5%	18.1%	17.5%	16.9%	16.0%	16.1%	16.9%	14.0%	17.5%



	認知症		がん		骨折		脳血管疾患		関節疾患		心疾患	
年齢構成	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
40～64	1	9.1%	5	45.5%		0.0%	2	18.2%		0.0%		0.0%
65～69	2	8.0%	7	28.0%		0.0%	3	12.0%	1	4.0%		0.0%
70～74	3	5.7%	10	18.9%	4	7.5%	4	7.5%	6	11.3%	2	3.8%
75～79	19	17.9%	19	17.9%	14	13.2%	10	9.4%	3	2.8%	4	3.8%
80～84	25	15.6%	23	14.4%	22	13.8%	13	8.1%	14	8.8%	12	7.5%
85～89	34	17.1%	20	10.1%	24	12.1%	20	10.1%	25	12.6%	9	4.5%
90以上	26	17.7%	7	4.8%	17	11.6%	9	6.1%	8	5.4%	14	9.5%
総計	110	15.7%	91	13.0%	81	11.6%	61	8.7%	57	8.1%	41	5.8%

	呼吸器疾患		腎不全		糖尿病		廃用症候群		パーキンソン病		その他		年齢別計
年齢構成	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
40～64	1	9.1%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2	18.2%	11
65～69		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1	4.0%	11	44.0%	25
70～74	3	5.7%	2	14.3%	1	1.9%	1	1.9%	3	5.7%	14	26.4%	53
75～79	4	3.8%	1	3.7%	1	0.9%	2	1.9%	2	1.9%	27	25.5%	106
80～84	8	5.0%	3	8.1%	2	1.3%		0.0%	1	0.6%	37	23.1%	160
85～89	4	2.0%	3	5.9%	6	3.0%	2	1.0%	1	0.5%	51	25.6%	199
90以上	6	4.1%	4	7.8%	1	0.7%	4	2.7%		0.0%	51	34.7%	147
総計	26	3.7%	13	6.7%	11	1.6%	9	1.3%	8	1.1%	193	27.5%	701

40～69 歳では「がん」や「脳血管疾患」、75 歳以上では「認知症」や「骨折」を申請理由とする割合が高くなっています。



認知症治療中内訳	R3		R4		R5		R6		R7	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
介護申請なし	229	2.4%	259	2.5%	229	2.2%	226	2.1%	179	1.8%
支援1・2	40	0.4%	49	0.5%	36	0.3%	38	0.4%	38	0.4%
介護1・2	495	5.1%	496	4.8%	485	4.7%	464	4.4%	433	4.3%
介護3～5	656	6.7%	636	6.2%	702	6.8%	667	6.3%	455	4.5%
認知症治療中計	1420	14.6%	1440	14.0%	1452	14.1%	1395	13.3%	1105	11.0%
後期高齢者医療保険加入者計	9744		10255		10310		10517		10021	

認知症治療中の人数・割合ともに大きな変動はないものの、今後は後期高齢者数の増加に伴い、人数の増加が見込まれます。

⑤　令和7年度　介護保険事業特別会計（決算見込額）
令和8年度　介護保険事業特別会計（予算額）

（歳入）　　（単位：千円）

歳　入　科　目	R7決算見込額	R8予算額	比較	備考
介護保険料	1,246,507	1,236,593	99%	第1号被保険者(65歳以上)が負担する保険料
特別徴収保険料現年分	1,162,683	1,148,267	99%	社会保険庁等が年金から天引きする分
普通徴収保険料現年分	81,399	86,308	106%	納付書又は口座振替により直接徴収する分
普通徴収保険料滞繰分	2,425	2,018	83%	過年度滞納分保険料
使用料及び手数料	9	64	711%	
保険料督促手数料	9	64	711%	滞納分保険料督促手数料
国庫負担金	1,116,220	1,091,577	98%	
介護給付費負担金	1,116,220	1,091,577	98%	介護給付費×(在宅他20%＋施設15%)
国庫補助金	374,389	389,399	104%	
調整交付金	337,749	340,196	101%	介護給付費(1月から12月分)×6.28%×調整率
介護予防・日常生活支援総合事業交付金	24,235	37,366	154%	地域支援事業交付金
介護保険事業費補助金	569	1	0%	システム改修補助金
保険者機能強化推進交付金	3,942	3,942	100%	自立支援重度化防止等の取組に対する交付金
保険者努力支援交付金	7,894	7,894	100%	保険者へのインセンティブに対する交付金
支払基金交付金	1,567,411	1,646,180	105%	40歳～64歳までの保険料
介護給付費交付金	1,529,426	1,601,785	105%	介護給付費×27%
介護予防日常生活支援総合事業交付金	37,985	44,395	117%	地域支援事業支援交付金
県負担金	873,413	836,496	96%	
介護給付費負担金	873,413	836,496	96%	介護給付費×(在宅他12.5%＋施設17.5%)
県補助金	10,541	18,683	177%	
介護予防・日常生活支援総合事業交付金	10,541	18,683	177%	地域支援事業支援交付金
介護予防サービス計画費	11,451	11,736	102%	
介護予防サービス計画費	11,451	11,736	102%	介護予防支援計画作成費
財産運用収入(預金利子)	2,956	2,816	95%	
介護保険給付基金利子	2,956	2,816	95%	基金利子
一般会計繰入金	889,676	927,630	104%	
介護給付費繰入金	713,197	741,567	104%	介護給付費×12.5%
介護認定事務費繰入金	60,273	64,727	107%	介護認定事業繰入金
事務費繰入金	46,743	49,453	106%	一般事務費繰入金
地域支援事業繰入金(総合事業)	17,355	18,683	108%	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金
地域支援事業繰入金(指定介護予防)	9,722	10,589	109%	指定介護予防支援事業繰入金
低所得者保険料軽減繰入金	42,386	42,611	101%	低所得者保険料軽減繰入金
基金繰入金	0	110,550	－	
介護給付費基金繰入金	0	110,550	－	基金繰入金
繰越金	232,074	1	0%	
繰越金	232,074	1	0%	前年度繰越金
延滞金・加算金	111	3	3%	
第１号被保険者延滞金	111	1	1%	保険料延滞金
第１号被保険者加算金	0	1	－	
過料	0	1	－	
雑入	14,949	372	2%	
第三者納付金	10,112	1	0%	第三者納付金
返納金	0	1	－	
雑入（広域剰余金+認定委託料+損害賠償）	1,947	1	0%	広域行政負担金精算分、国保連合会精算分
〃（事務費分（損害賠償等））	0	0	－	
〃（介護給付費分（返還金））	0	0	－	給付費返還金
〃（予防事業分（生活支援等）	0	0	－	
〃（包括・任意事業分（生活支援等））	0	0	－	
〃（その他）	2,577	0	0%	保険料未還付分等
総合事業利用者負担金	313	369	118%	総合事業収入
合計	6,339,707	6,272,100	99%	

（歳出）　　（単位：千円）

歳　出　科　目	R7決算見込額	R8予算額	比較	備考
一般管理費	40,870	41,257	101%	介護保険事業全般の事務経費、人件費等
賦課徴収費	5,546	7,502	135%	介護保険料の賦課・徴収に係る経費
介護認定事業	62,220	64,728	104%	認定(認定調査・主治医意見書)に係る経費
趣旨普及費	1,016	762	75%	パンフレット作成経費
介護サービス等諸費	5,351,577	5,528,820	103%	要介護認定者が利用する対象サービス費
介護予防サービス等諸費	125,494	134,130	107%	要支援認定者が利用する対象サービス費
審査支払手数料	5,186	6,890	133%	給付費審査支払業務委託手数料(国保連)
高額介護サービス費	111,516	118,470	106%	1ヶ月の利用者負担が一定額を超えた場合に適用
高額医療合算介護サービス費	18,469	20,430	111%	年間の医療と介護利用者負担が一定額を超えた場合に適用
特定入所者介護サービス費	103,442	123,800	120%	低所得者における施設入所等に係る食費、居住費の補足給付
介護予防・日常生活支援総合事業費	139,153	149,834	108%	介護予防・生活支援サービス
指定介護予防支援事業	21,173	22,325	105%	総合事業
基金積立金	27,221	2,816	10%	介護給付基金積立金等
保険料還付金	756	1,591	210%	第1号被保険者の移動等に伴う還付金
保険料還付加算金	0	1	－	第1号被保険者の保険料還付の加算金
償還金	139,956	1	0%	介護給付費の返還金
他会計繰出金	27,004	30,743	114%	一般会計への繰出し
予備費	0	18,000	－	安定運営に向けた予備費(介護給付費の約0.3%)
合計	**6,180,599**	**6,272,100**	**101%**	

収支　　**159,108 千円**　　歳入－歳出

介護給付基金の活用状況

令和8年3月末残高　　439,263千円

（前年度末残高412,043千円　積立27,220千円　取崩0千円）

○恵那市介護保険運営協議会規則

平成17年１月25日規則第３号

改正

平成29年３月23日規則第19号

恵那市介護保険運営協議会規則

（設置）

第１条　介護保険事業の円滑な運営及び介護保険制度の推進を図るため、恵那市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　介護保険事業に関する施策の実施状況に関すること。

（２）　介護保険事業に関する調査研究

（３）　その他介護保険に関して必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

（１）　被保険者委員

（２）　介護に関し学識又は経験を有する委員

（３）　介護サービスに関する事業に従事する委員

（４）　その他必要と認められる委員

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第４条　会長は、委員の互選とし、協議会を代表として会務を総括する。

２　副会長は、会長の指名した者とし、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

（報告）

第６条　協議会は、協議の結果を市長に報告するものとする。

２　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを尊重するものとする。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年規則19号〕

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成17年３月１日から施行する。

附　則（平成29年３月23日規則第19号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。